

# 監事監査報告書

令和 7年 6月 16日

学校法人 日本航空学園  
理 事 会 御中  
評 議 員 会 御中

学校法人 日本航空学園

監事 山田 一功   
監事 岡原 隆敏 

私たち監事は、私立学校法第37条第3校項及び学校法人日本航空学園寄附行為第35条の規定に基づいて、同学園の令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）における学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行いました。その結果につき以下の通り報告いたします。

## 1. 監査方法の概要

監事は、理事会、評議員会に出席したほか、理事等から業務の執行状況の報告を聴取し、重要な決裁書類等を開覧するとともに、主要な関係部署における業務及び財産の状況を調査し、また、公認会計士等と連携を取り、計算書類等につき検討を行うなど、必要と思われる監査手続を実施しました。

## 2. 監査の結果

- (1) 学校法人日本航空学園の業務に関する決定及び執行は適正であり、業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行に関し、不正の行為又は法令若しくは寄付行為に違反する重大な事実はないものと認めます。
- (2) 計算書類、すなわち、資金収支計算書（資金収支内訳表、人件費支出内訳表を含む）、事業活動収支計算書（事業活動収支内訳表を含む）、及び貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表、基本金明細表を含む）は会計帳簿の記載と合致し、適法かつ正確に学校法人日本航空学園の収支及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。

以上